

豊茂地区防災計画



豊茂地区防災訓練の様子

令和2年11月策定

豊茂地区自主防災組織

< 目 次 >

1	目的	1
2	基本方針	1
3	地域の特性	1
(1)	大洲市地震防災マップ	2
(2)	土砂災害情報マップ（警戒区域図）	3
(3)	原子力災害について	5
4	組織の編成及び役割分担	7
(1)	自主防災組織・本部の任務	7
(2)	自主防災組織・支部（班）の任務	8
5	平常時の活動	9
(1)	防災知識の普及・啓発	9
(2)	地域の灾害危険の把握	9
(3)	避難行動要支援者対策	9
(4)	防災資機材等の備蓄	9
(5)	備蓄物資の確保	10
(6)	防災訓練	10
(7)	人材育成	10
6	災害時の活動	11
(1)	情報収集・伝達活動	11
(2)	救出・救護活動	11
(3)	出火防止・初期消火活動	11
(4)	避難誘導活動	11
(5)	避難行動要支援者の避難支援	11
(6)	避難所開設・運営	11
(7)	給食・給水（炊き出し等）	12
7	孤立集落対策	12
(1)	外部との通信の確保（大洲市防災行政無線・アマチュア無線の有効活用）	12
(2)	ヘリコプターの有効活用	13
8	活動目標と推進計画（5か年計画）	13
(1)	防災知識の普及・啓発	13
(2)	実践的な防災マップの作成	13
(3)	本計画の見直し	13
9	資料編	13

豊茂地区自主防災組織防災計画

1 目的

この計画は、豊茂地区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 基本方針

大洲市地域防災計画にある「減災」の考え方を踏まえて、地域住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小限に留め、人命が失われないことを最重視した対策を講じる。

また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域で助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、防災活動を実践する。

3 地域の特性

豊茂地域は、肱川の支流である大和川の上流山間部に位置しており、旧豊茂小学校を中心とした四方の山々に13地区の集落が点在している。また、全地域が急峻な地形であることから局地的な気象変化等により、極めて災害が発生しやすいという特性がある。

【過去の災害】

昭和18年の台風26号により水害及び大規模な土砂災害が発生し、駄馬地区において死者が1名、また上地区において死者が1名出ている。

【今後想定される災害】

近い将来発生するとされている南海トラフ巨大地震では、建物等の倒壊による人的被害や、火災の発生や延焼など、甚大な被害が想定される。地震の想定震度は、豊茂地域において6弱と予想されており、急傾斜崩壊危険箇所の多い豊茂地域では壊滅的な被害も想定しておかなければならぬ。

(1) 大洲市地震防災マップ



凡 例

震度5強

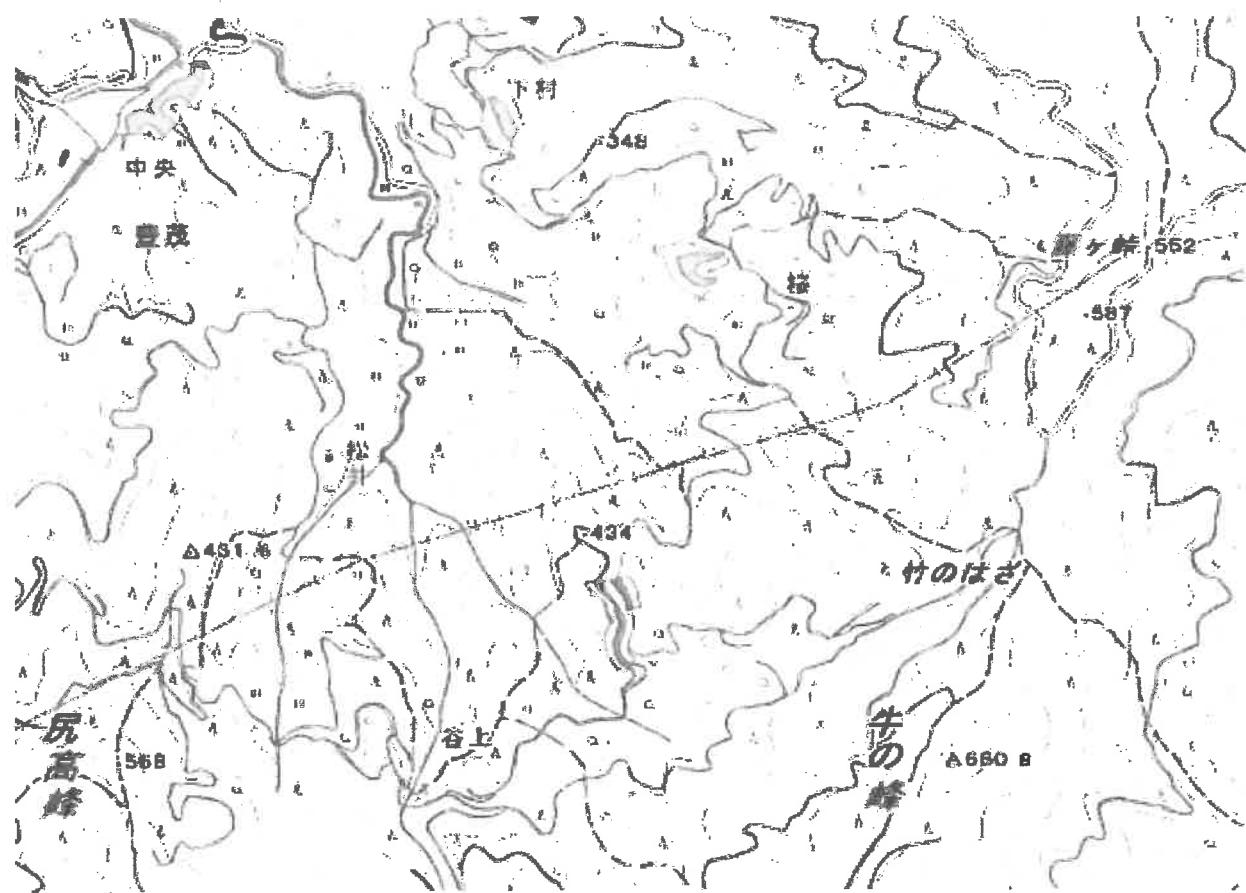
震度6弱

震度6強

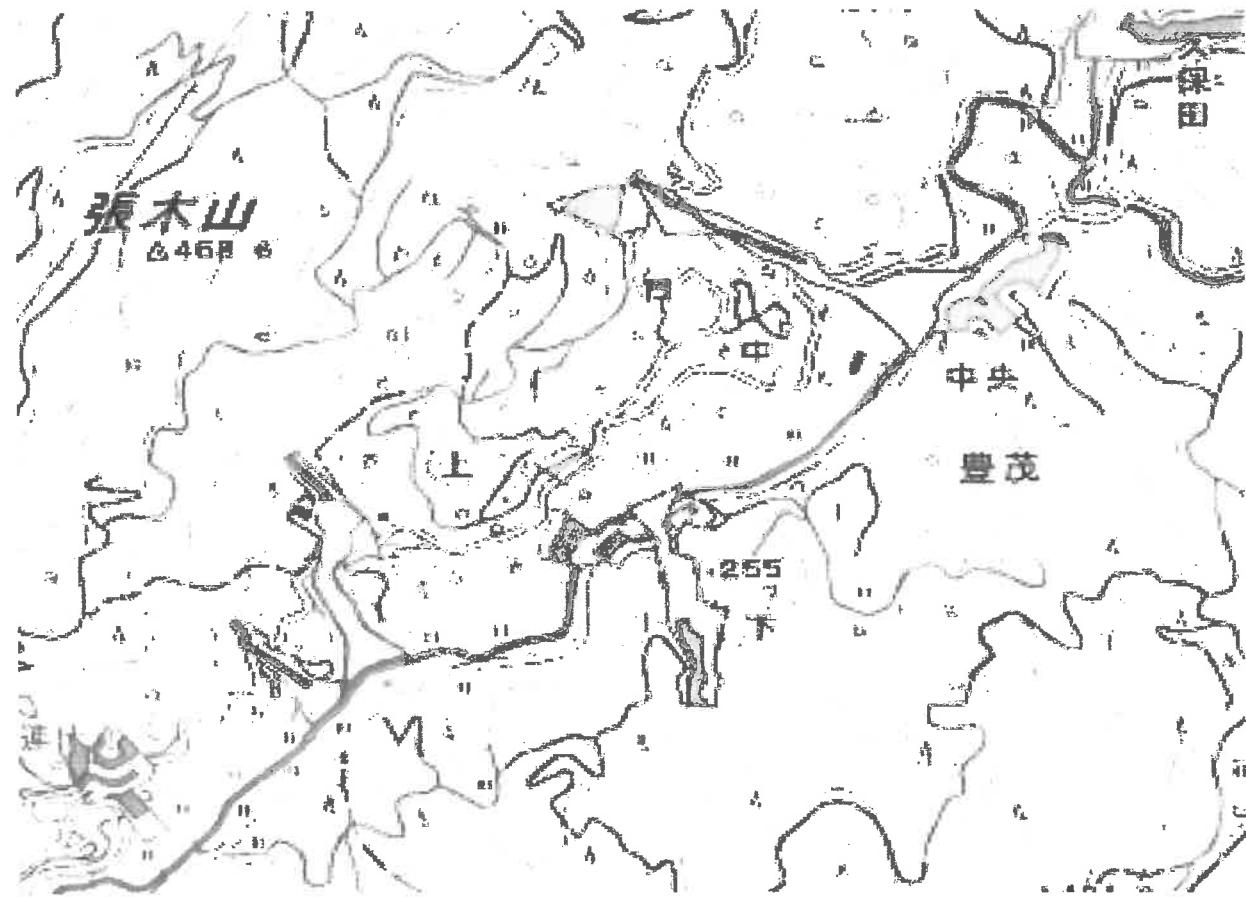
震度7

(2) 土砂災害情報マップ（警戒区域図）

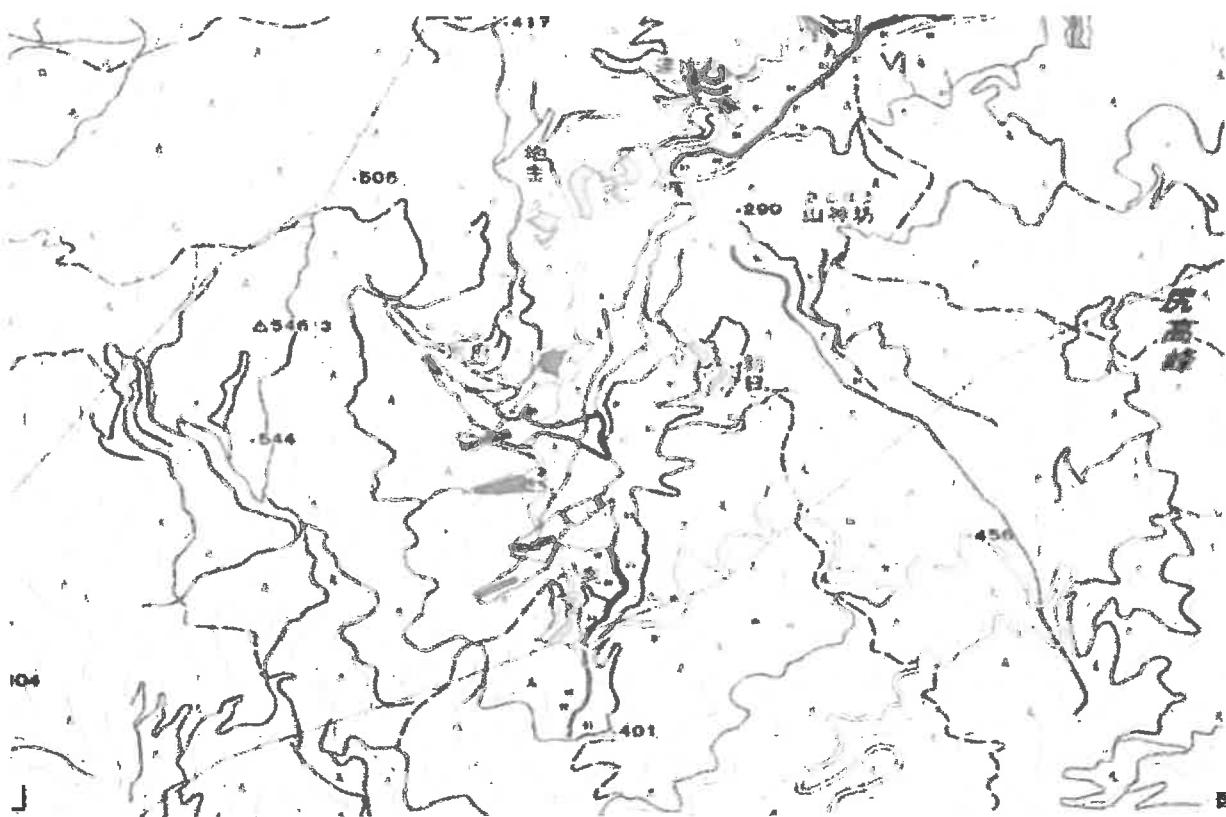
① 豊茂東地区



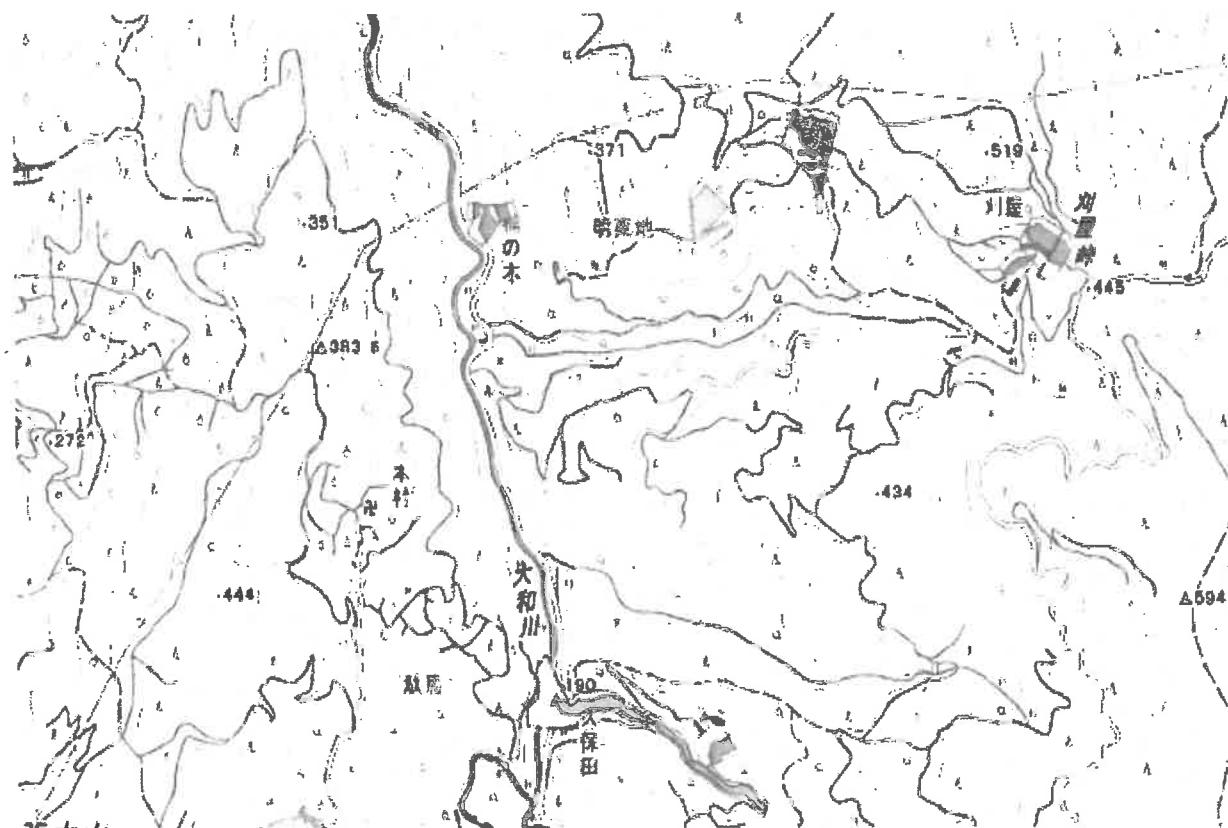
② 豊茂西地区



③ 豊茂南地区



④ 豊茂北地区



凡 例

<input checked="" type="checkbox"/> 土石流		<input checked="" type="checkbox"/> 急傾斜地		<input checked="" type="checkbox"/> 地すべり	
<input checked="" type="checkbox"/>	指定区域	<input checked="" type="checkbox"/>	公表区域	<input checked="" type="checkbox"/>	指定区域
<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域
<input type="checkbox"/>	警戒区域	<input type="checkbox"/>	警戒区域	<input type="checkbox"/>	警戒区域
<input checked="" type="checkbox"/>	□	<input checked="" type="checkbox"/>	□	<input checked="" type="checkbox"/>	□
<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/>	特別警戒区域
<input type="checkbox"/>	□	<input type="checkbox"/>	□	<input type="checkbox"/>	□
<input type="checkbox"/>	警戒区域	<input type="checkbox"/>	警戒区域	<input type="checkbox"/>	警戒区域

(3) 原子力災害について

- 豊茂地区は伊方発電所から 20 km 以内に位置している。
- 大洲市は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、万が一、伊方発電所において、原子力災害が発生または、発生するおそれがある場合に、住民の避難などの対策が迅速に実施できるよう、住民避難計画を作成している。
万が一の際には、住民避難計画に従い、下記のとおり緊急事態の区分に応じた防護対処方法を取ることとなっており、区分に応じて、自宅や一時集結所で屋内退避を行う、又は広域避難を行うこととなる。

【緊急事態の区分に応じた防護対処方法】

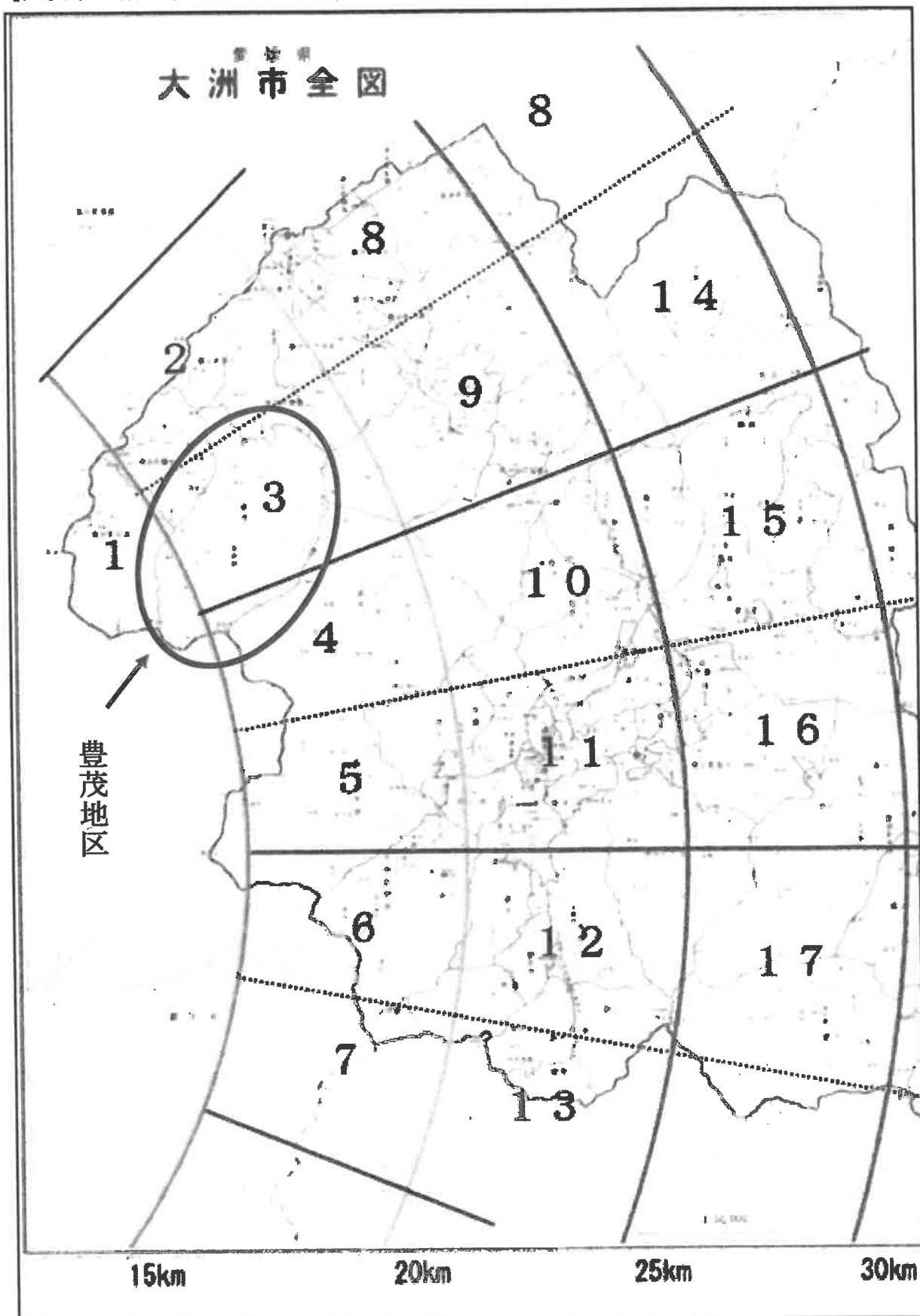
	区分（段階）	市の対応	住民の皆さんの行動
①	警戒事態 … (愛媛県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合や、伊方発電所敷地周辺で放射性物質の放出により空間放射線量率が $0.15 \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) / 時を観測したときなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に災害警戒本部を設置します。 ・伊方発電所の事故等の状況を広報します。 ・一時集結所の開設を準備します。 ・安定ヨウ素剤の配布を準備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無用な外出は控えてください。 ・避難行動要支援者の避難を準備します。 ・就労、就学者等は帰宅を準備します。
②	施設敷地緊急事態 … (伊方発電所敷地周辺で空間放射線量率が $5 \mu\text{Sv}$ / 時を観測したとき、原子炉停止機能喪失、全交流電源が 5 分以上停止した場合など)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所に災害対策本部を設置します。 ・帰宅の要請を広報します。 ・一時集結所を開設します。 ・放射線の測定を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学者等は帰宅します。 ・自家用車で避難困難な方は、一時集結所に避難します。
③	全面緊急事態 … (原子炉を停止する全ての機能の喪失、全ての非常用直流電源喪失が 5 分以上継続した場合など)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避の実施、避難の準備等の広報をします。 ・避難行動要支援者の避難を指示します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅、一時集結所での屋内退避をします。 ・避難行動要支援者の避難を開始します。
④	緊急防護措置（避難）… (放射線の測定結果が、 $500 \mu\text{Sv}$ / 時を超えた場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示区域の設定をします。 ・避難指示を広報します。 ・国の指示により、安定ヨウ素剤を配布します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車で避難できる方で松山市に避難する方は、避難経由所を目指して、また、市内の避難所に避難する方は、各避難所を目指して広域避難を実施します。 ・一時集結所に避難している方は、バス等により、広域避難を実施します。 <p>※国から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示がある場合は、一時集結所に立ち寄り、受領し服用します。</p>
	早期防護措置（一時移転）… (放射線の測定結果が、 $20 \mu\text{Sv}$ / 時を超えた場合)	※避難に準じた行動をします。	※避難に準じた行動をします。 (1週間程度内に一時移転)



※ 一時集結場所は「旧豊茂小学校」。

※ ④の広域避難に係る、避難経由所は「愛媛県総合運動公園」、避難先施設は「テクノプラザ愛媛別館（朝日地区、夫上・刈屋地区、明東地・楠木地区）」及び「愛媛県総合教育センター（本村地区、駄場地区、中地区、中央地区、下地区、上地区、奥地区、谷上地区、桜地区、下村地区）」。

【大洲市が指示する避難区域図】



- 放射線を「浴びない」ことが大事であり、行政機関広報やマスコミ報道があった場合は、速やかに自宅や一時避難所等で屋内退避を行い、外気を遮断すること。
- 災害に関する情報に対して、細心の注意を払うこと。

4 組織の編成及び役割分担

災害時の防災体制を組織化し、役割分担を決定しておくことは、地区内の限られた人材で被害を最小化したり、被災者を救出したりする上で、大変重要なポイントとなる。災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため、防災組織を編成する。

(1) 自主防災組織・本部の任務

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
○ 組織の運営指導	○ 各支部、各班の動員
○ 防災計画、組織員の召集計画及び訓練計画等の樹立	○ 市の災害対策本部・消防署・消防団等の防災関係機関との連絡調整
○ 防災知識の普及・啓発	○ 各支部、各班との連絡調整
○ 地域内の災害発生危険場所の把握	○ 消防機関への通報（火災・救急救助等）
○ 避難行動要支援者の把握	○ 地区住民への支援要請
○ 災害応急対策活動の検討	○ 各種情報の収集、伝達、広報活動
○ 避難路（所）の点検	○ 避難所設置に伴う勧告等の伝達
○ 避難場所の周知と現状の把握	○ 資機材の調達、配分
○ 資機材調達、整備の検討	○ 避難所業務の支援
○ 各班における各種訓練の指導支援	○ 食料等の配分

(2) 自主防災組織・支部（班）の任務

区分	平常時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及啓発 ○ 召集計画 ○ 地域内の災害発生危険場所の把握、周知 ○ 避難行動要支援者の把握 ○ 広報活動 ○ 情報収集、伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の動員 ○ 各種情報の収集、伝達、広報活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 地区住民への支援要請 ○ 本部への状況報告 ○ 避難所設置に伴う勧告等の伝達
災害応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火、応急手当等の訓練 ○ 資機材調達、整備の検討 ○ 避難路（所）の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火 ○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難場所の指示 ・避難行動要支援者の避難の手助け
復旧支援対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の周知と現状の把握 ○ 個人備蓄の啓発活動 ○ 資機材、技術者との連携検討 ○ 仮設便所対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所業務の支援 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 応急修理の手伝い ○ 衛生対策 ○ 防犯巡回活動
給給水食班・	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し及び給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給食、給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、水害のおそれのある地区では水防班を設け、崖崩れ危険地区では巡回班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。 	

5 平常時の活動

(1) 防災知識の普及・啓発

① 防災知識の普及

災害時に被害を最小限に食い止めるためには、豊茂地区住民全員が防災に関する正しい知識を持っておく必要がある。そのために、自主防災組織が中心となり、あらゆる場面で住民に知識や情報を伝える機会を増やすよう努める。

また、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民の連携がなければ生き抜くことが困難であることを認識し、このことを住民一人ひとりが理解し、災害に強い地域に一歩ずつ近づくことができるよう努める。

② 家庭内対策の推進

- ・家族間での安否確認する手段の共有や、災害時の行動の確認が大切
- ・非常用持ち出し品の準備
- ・避難場所、避難経路の確認
- ・災害・避難カードの作成 など

(2) 地域の災害危険の把握

日頃から地域に潜む危険個所の把握は、災害に備える上で重要であり、その情報を共有しておくことが大切である。

(3) 避難行動要支援者対策

災害における死者の内、高齢者の割合は、阪神・淡路大震災では 54.1%、東日本大震災では 66.1%と高く、被災者の大半が高齢者であることから、災害時における高齢者や障がい者への支援対策が、重要な課題となっている。

豊茂地区の高齢化率（65 歳以上）は 53.8%（令和 2 年 3 月末）となっており、高齢者の多い地区であることから、地域内の避難行動要支援者を把握し、状況調査を行い、災害が起きた場合に避難する際の支援者等をあらかじめ決めておくなどの対策を講じておく。

このような支援対策を実践する場合に、市の担当部局（社会福祉課・高齢福祉課・保健センターなど）との情報共有や、警察・消防や、民生委員・社会福祉協議会等各種機関との連携が重要となることから、日頃から訓練への参加や交流を深めておく必要がある。

(4) 防災資機材等の備蓄

大規模災害時には、行政機関による救助・対応等が遅くなることが想定されることから、様々な事態を想定し、必要な資機材を備えておくことが必要となる。

地域振興一括交付金等を利用して、備品整備を行ってきており、今後も計画的な整備を進めることとする。

(5) 備蓄物資の確保

災害の基本である「自分の身は自分で守る」ことから、家庭における備蓄は、7日分を備えることとなっており、その内、3日分は非常持ち出し用として準備することとし、その啓発に努める。

また、大規模災害時には、個人による備蓄を持ち出すことが困難な場合も想定されることから、地域でアルファ米や非常用保存水などを計画的に備えておくこととする。

なお、物資は市より計画的に配備されているが、数量を適宜確認の上、必要に応じて、補充しておくこととする。

保存期間終了年度の自主防災組織訓練・研修等において、備蓄物資を有効に活用することとする。

(6) 防災訓練

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われており、明日起きるかもしれない、いつ起きるか分からぬことから、災害に対する備えや訓練に終わりではなく、継続することで、地域の防災力を高めていくことが大切である。

実際に災害に直面した場合に、適切な行動を取ったり、判断したりすることは容易ではなく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるよう、繰り返し訓練を行うことが重要である。

そこで、豊茂地区は急峻な山間部を有することを考慮した上で、災害を想定した訓練内容を検討し、訓練を実施することとする。

通常の訓練（①避難・②消火・③救出救護・④炊き出し・⑤情報収集・伝達）以外にも、関係機関と連携した訓練及び、防災を意識せずに災害対応能力を高めるための訓練や実際の災害活動に備えるための訓練など、地域住民に興味を持って参加してもらえるような訓練（防災クイズ・災害図上訓練）を行うこととする。

また、避難所運営に必要な役割について、地区内で検討を深めておくことも大切である。そのため、研修会や訓練等において、知識を深め、模擬体験を積み重ねるよう努めるものとする。

総合訓練にあっては年に1回以上、個別訓練にあっては隨時実施する。

(7) 人材育成

防災に関する知恵の伝承や地域のリーダー育成が、地域防災力を高め、また持続していくためにも必要である。

地域住民の命や財産に対する損害を大幅に軽減させるためには、災害に対する十分な知識を備え、強いリーダーシップを持った防災士が、地域にたくさん存在することが理想であることから、防災士等資格の取得などを積極的に呼びかけ、地域の人材育成に努めることとする。

6 災害時の活動

(1) 情報収集・伝達活動

- ① あらかじめ緊急連絡網を定め、避難情報や安否確認等を迅速に行えるようする。
- ② 気象情報や行政からの情報等を収集し、必要に応じて速やかに防災行政無線などで地区住民に伝達する。
- ③ 消防団や住民からの被災状況等を収集する。

(2) 救出・救護活動

- ① 情報収集活動と連携し、災害地域及び災害の恐れのある地域等の見回り等の警戒に努める。
- ② 被災情報の入手を行い、また被災家屋や被災者等を発見した場合は、現場の状況を確認し、安全確保を行った上で、救出等の活動を行う。
- ③ 災害応急対策班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。
- ④ 災害応急対策班員は、防災関係機関による救出を必要と認めるときは、防災関係機関への出動を要請する。

(3) 出火防止・初期消火活動

- ① 各家庭において、地震等により避難する場合、電気火災を防ぐためにブレーカーを切り、ガス等の元栓を閉めるなどの出火防止に努める。
- ② 火災が起きた場合、初期の消火活動を協力して行うこととする。

(4) 避難誘導活動

行政からの「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令、気象庁等からの「特別警報」や「土砂災害警戒情報」等により避難行動を開始する場合、関係機関と協議の上、自主防会長は災害応急対策班に対し、避難者が安全に避難できるように、避難路の危険個所等における誘導の指示を行う。

(5) 避難行動要支援者の避難支援

- ① 災害に関する危険性を示す情報を入手した場合、避難行動要支援者として把握している避難支援者に連絡する。
- ② 地区住民から避難に関する支援や協力等の要望があった場合、災害応急対策班が主体的に対応する。

(6) 避難所開設・運営

- ① 避難所の開設は、市職員が配置され開設することになっているが、大規模災害等により市職員の配置が遅れる等の事態も想定し、復旧支援対策班が協力をして、避難所の安全（外観・内観の目視）を確認の上、開設する。

- ② 避難住民の健康状況を確認するとともに、避難者台帳を整備し、安否情報を含めて、避難者の状況を取りまとめる。
- ③ 避難者の状況や人数は、備蓄物資の配布等にも必要なことから、各班で情報の共有に努める。
- ④ 災害の状況により、避難所生活が長期化していくことも考慮し、避難所の運営は、復旧支援対策班が協力をするものの、できる限り避難住民自らが行うことができるよう、リーダーを決め、役割分担等を行うようにする。

(7) 給食・給水（炊き出し等）

- ① 発災当初は、備蓄（市・地域・個人）を配布して、生命の維持に努める。（配布の際は、食物アレルギー等に注意すること。）
- ② 翌日以降は、米や野菜等の食料を地域内の家庭等から確保し、給食・給水班員及び復旧支援対策班員を中心に配給活動を行うようとする。（その際、提供を受けた食品名・食料数・提供者を記録しておくこと。）
- ③ 給食・給水班員及び復旧支援対策班員は、水道及び井戸等により飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ④ 給食・給水班のみが従事することなく、避難住民も含めて、ローテーションを行い、一人当たりの負担を軽減することとする。

7 孤立集落対策について

現在、豊茂地域においては高齢化が進んでおり、孤立可能性がある集落においても、高齢化に伴い防災力が低下することも懸念される。

地震等により、集落が孤立した場合、まずは、人命尊重の観点から、負傷者の救出が最優先される。そのためには一刻を争う事態では、被災した集落の情報をいかにして市に伝えるかが極めて重要になる。なかでも交通手段が途絶した孤立地集落と外部の通信の確保が最重要である。

また、豊茂地区のような中山間地域においては、孤立集落で震災等により負傷した住民の救助についても、平野部とは異なる対応が必要であることから、孤立集落の地形特性を考慮し、ヘリコプターの活用を図ることは極めて重要である。さらに長期間孤立した状況が続くことを想定せざるを得ず、集落に残された住民が自立て生活できるような備えが重要になる。

(1) 外部との通信の確保（大洲市防災行政無線、アマチュア無線の有効活用）

災害時には、断線等により固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることから、情報収集に支障をきたすことが考えられる。こうした状況においても必要な情報通信を確保し、特に、集落や住民から市への通信を確実なものとしておく必要がある。

そのためには、大洲市防災行政無線を活用し、また、電源が必要な通信機器については非常用電源を確保し、停電時には非常用電源に確実に切り替わるようにして

おく必要がある。平素より防災訓練等を通じて通信設備や非常用電源の使用方法を習得できるよう訓練を行う。

このほか、消防団や自主防災組織等の人力による情報収集・伝達、また、アマチュア無線による伝達等も重要な手段の一つとして、その活用を図る。

アマチュア無線は一斉に情報を伝達することができるという点において、孤立集落での情報の共有化に大きな力を発揮し、また、地域のアマチュア無線資格者からの協力(ボランティアによる協力)が最大限に得られることにより、被災状況等のリアルタイムな情報の提供をもとに、救援・救助活動が混乱なく円滑に行うことができる。平素より、アマチュア無線による携帯電話網の途絶を前提に実際の災害を想定した、通信及び情報伝達の共同訓練を適宜行うこととする。

(2) ヘリコプターの有効活用

孤立した集落に対して、ヘリコプターによる住民の救出及び、集落の生命線となる食料・水・救援用具等の物資供給を行う必要があることから、ヘリコプター離着陸適地を選定・確保し、生地着陸の可能な箇所（田畠・農・林道等）もリストアップしておく。また、ヘリコプターの離着陸適地がない場合は、ヘリコプターをホバーリングさせ、懸吊による輸送や救援部隊の懸垂降下などによる救助作業の可能な適地を選定・確保しリストアップしておく。

8 活動目標と推進計画（5ヶ年計画）

(1) 防災知識の普及・啓発

項目	具体的内容	実施年度
啓発活動	自治会だより掲載、防災チラシ配布	随時
防災研修会・訓練	講師を招き研修会、地域内での訓練	毎年

(2) 実践的な防災マップの整備

項目	具体的内容	実施年度
防災マップへの情報入力	要支援者等の情報記入	2021
危険箇所検証	危険箇所を歩いて検証及び防災マップへの記入	2022
個別避難カード作成	地区住民一人一人の避難カードの作成	2023
避難経路検証	経路の検証を行い、防災マップへの記入	2024
避難訓練への活用	防災マップ及び避難カードを用いた総合訓練の実施	2025

(3) 本計画の見直し

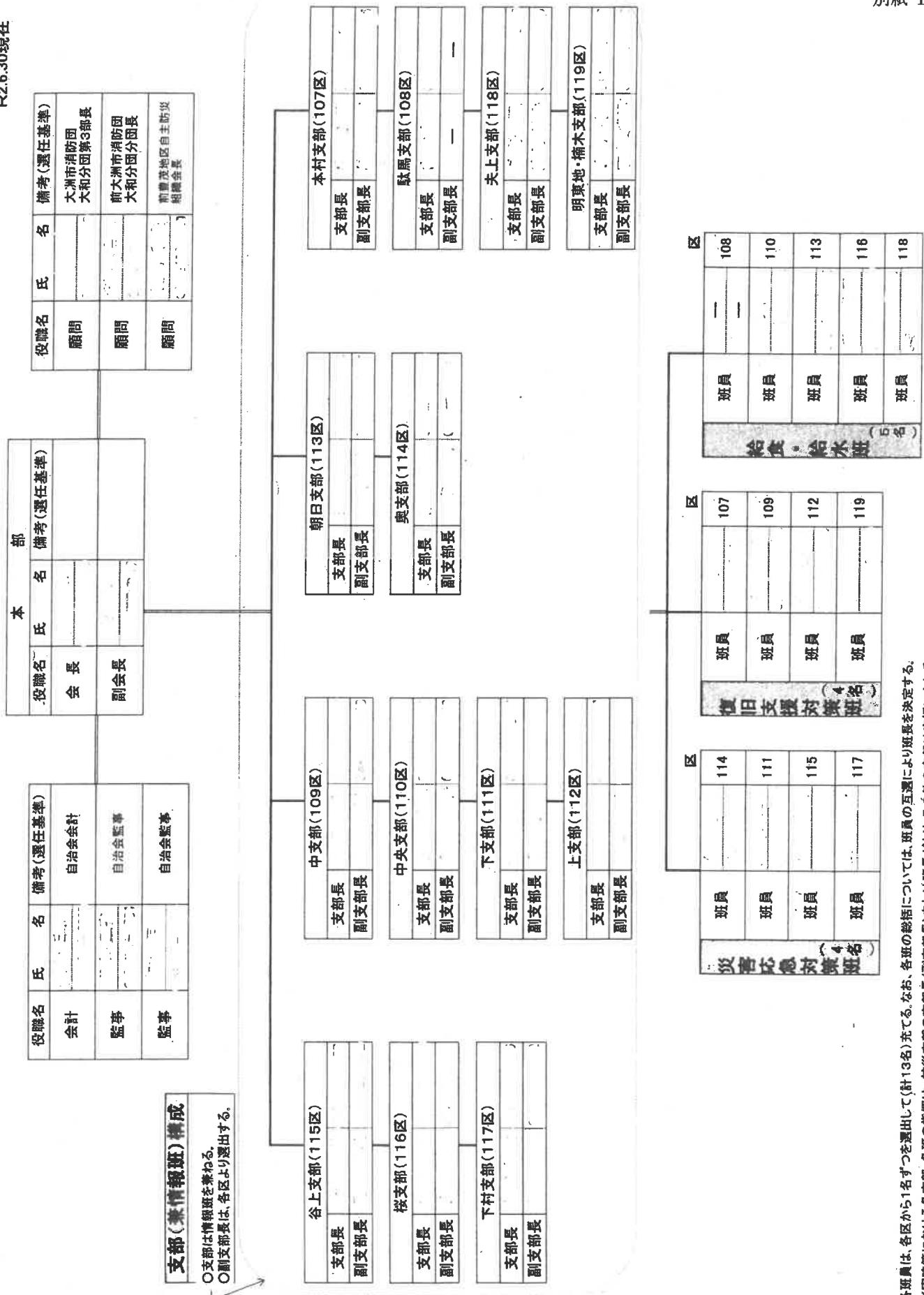
本計画をより実効性のある計画にするため、日々の活動時に得られた災害対策上の問題点や課題について改善策を検討し必要に応じて見直しを行う。

9 資料編

- (1) 豊茂地区自主防災組織図 別紙 1
 - (2) 災害時連絡網（豊茂地区自主防災組織） 別紙 2
 - (3) 豊茂地区自主防災組織役員名簿 別紙 3
 - (4) 豊茂地区自主防災組織の概要 別紙 4
 - (5) 避難場所、避難所の概要 別紙 5
 - (6) ヘリコプター飛行場外臨時離着陸可能地及び緊急要請地一覧 . . 別紙 6
 - (7) 防災士等の資格者名簿 別紙 7
 - (8) アマチュア無線資格者名簿 別紙 8
 - (9) 災害情報の収集について 別紙 9
 - (10) 非常持出品の準備&チェック 別紙 10
 - (11) 警戒レベルの運用について 別紙 11
 - (12) 備品一覧及び備蓄物資一覧 別紙 12
 - (13) 各地区防災マップ 別紙 13
- } 別紙 25

圖織組織災防自主區地茂豐

R2.6.30現在

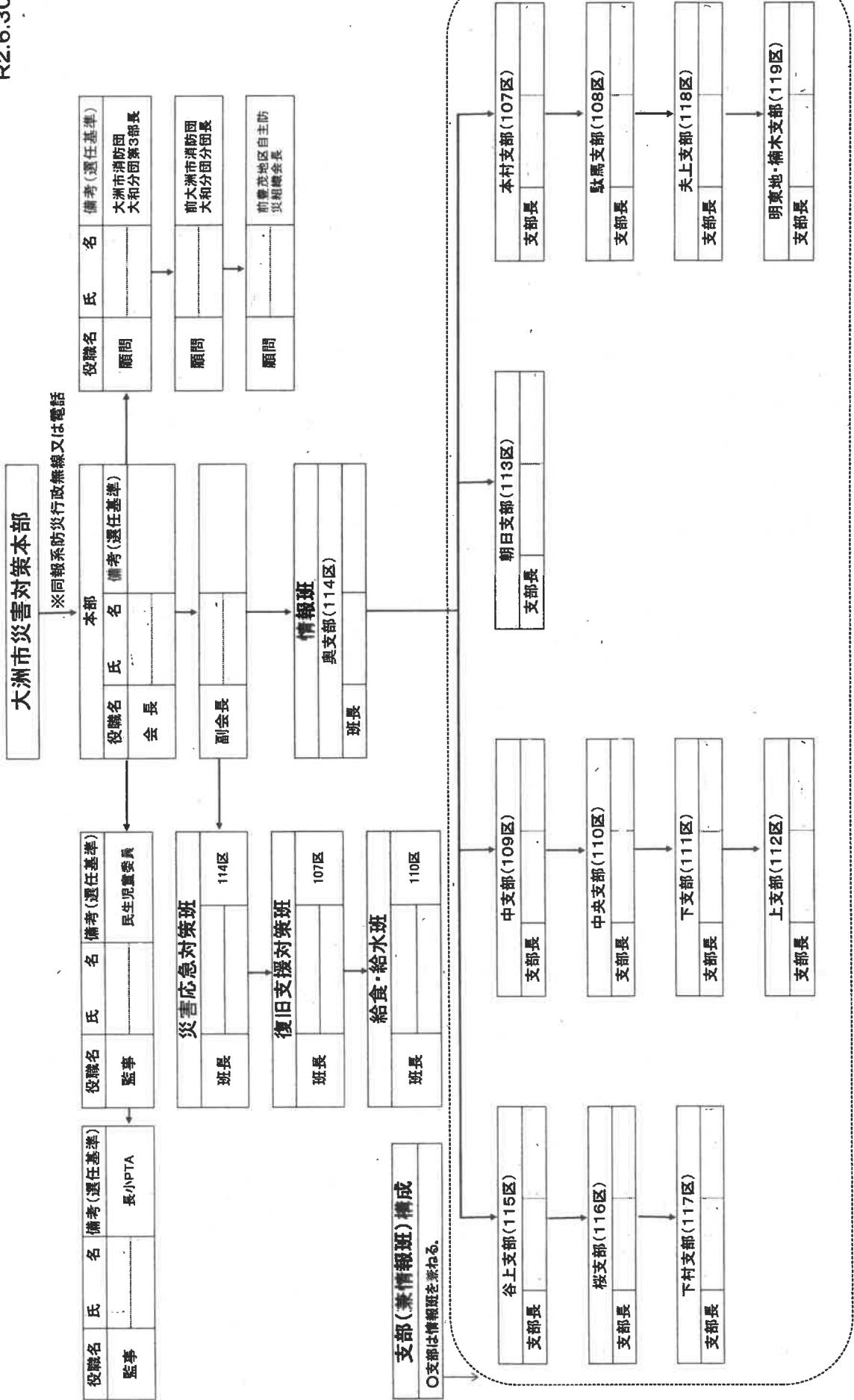


別紙 1

※各班員は、各区から1名ずつを選出して、計13名が充てられる。なお、各班の統括については、班員の互選により班長を決定する。
※災害時等における各支部・各班の指揮は、被災支部の支部長(副支部長)または班長がヒリ、その他の支部は応援にまわる。

災害時連絡網(豊茂地区自主防災組織)

R2.6.30現在



豊茂地区自主防災組織役員名簿

No.	役 職	所属・役職等	氏 名	備 考
1	会 長	安全協会会長		
2	副 会 長	地 区 選 出		
3	情 報 班 長 114 区 支 部 長	行政連絡部会長 114 区 長		
4	107 区 支 部 長	107 区 長		
5	108 区 支 部 長	108 区 長		
6	109 区 支 部 長	109 区 長		
7	110 区 支 部 長	110 区 長		
8	111 区 支 部 長	111 区 長		
9	112 区 支 部 長	自 治 会 長		
10	113 区 支 部 長	113 区 長		
11	115 区 支 部 長	115 区 長		
12	116 区 支 部 長	116 区 長		
13	117 区 支 部 長	117 区 長		
14	118 区 支 部 長	地 区 選 出		
15	119 区 支 部 長	119 区 長		
16	災害応急対策班長	地 区 選 出		
17	復旧支援対策班長	地 区 選 出		
18	給食・給水班長	地 区 選 出		
19	顧 問	大洲市消防団 大和分団第3部長		
20	顧 問	前大洲市消防団 大和分団分団長		
21	顧 問	前 豊 茂 地 区 自 主 防 災 組 織 会 長		
22	会 計	自治会事務局長		
23	監 事	自治会監事		
24	監 事	自治会監事		

豊茂地区自主防災組織の概要

2020.3 末現在

本部名称	構成世帯数	構成人員	備考
豊茂地区 自主防災組織	181	353	
支部名称	構成世帯数	構成人員	備考
本村支部 (107 区)	21	44	
駄馬支部 (108 区)	4	6	
中支部 (109 区)	6	8	
中央支部 (110 区)	13	34	
下支部 (111 区)	16	27	
上支部 (112 区)	17	31	
朝日支部 (113 区)	18	28	
奥支部 (114 区)	30	71	
谷上支部 (115 区)	8	16	
桜支部 (116 区)	7	16	
下村支部 (117 区)	24	49	
夫上支部 (118 区)	8	11	
楠木支部 (119 区)	9	12	

避難場所、避難所の概要

(1) 大洲市指定緊急避難場所

避難所の名称	住 所	電話番号	想定収容人数	備 考
豊茂ふれあい広場	豊茂甲 532	57-0303	5,800	

(2) 大洲市指定避難所

避難所の名称	住 所	電話番号	想定収容人数	備 考
豊茂公民館	豊茂甲 532	57-0303	150	
旧豊茂小学校	豊茂甲 532	—	390	

(3) 福祉避難所

施設名	住 所	電話番号	備 考
擁護老人ホームさくら苑	柴甲 1402-3	59-7010	
大洲市長浜保健センター	長浜甲 576	52-3055	
介護老人保健施設長浜ひまわり	柴甲 1422-3	59-7220	
小規模特別養護老人ホーム清祥会ひまわり	柴甲 595-1	54-0500	

※ 福祉避難所は、避難行動要支援者(高齢者、障がい者など避難所での生活において特別な配慮を必要とする人)を収容し、避難者の相談に応じたり、必要な生活支援を行ったりします。

ヘリコプター飛行場外臨時離着陸可能地及び緊急要請地一覧

(1) ヘリコプター飛行場外臨時離着陸可能地一覧 (15m × 15m)

地区名	名 称	住 所	位置(緯 度)	(経 度)	整備状況
中 109 区	所有農地	豊茂甲 514-1	33度33分46秒	132度27分57秒	草地
中央 110 区	旧豊茂小学校	豊茂甲 532	33度33分43秒	132度28分09秒	砂地

(2) ヘリコプター緊急要請地一覧 (懸吊網による輸送や救援部隊による救助作業の可能地)

地区名	名 称	住 所	位置(緯 度)	(経 度)	整備状況
駄馬 108 区	所有農地	豊茂甲 168	33度34分00秒	132度28分16秒	草地
奥 114 区	所有農地	豊茂甲 83	33度32分52秒	132度27分24秒	草地
刈谷 118 区	宅横	豊茂乙 1613	33度34分30秒	132度29分06秒	舗装
夫上 118 区	宅横	豊茂乙 1735	33度34分36秒	132度28分43秒	舗装
明東地 119 区	市道 20625 猪ノ尾・刈谷線	豊茂公民館から 北北東に約 1.9 km	33度34分46秒	132度28分20秒	舗装

防災士等の資格者名簿

2020年10月末現在

No.	種 別	行政区	氏 名	性 別	備 考
1	防災士	1 1 0			
2	防災士	1 1 1			
3	防災士	1 1 2			
4	防災士	1 1 5			

アマチュア無線資格者名簿

2020年10月末日現在

No.	行政区	地区名	氏 名	識別信号 (コールサイン)	備 考
1	110	中央			
2	111	下			
3	111	下			
4	114	奥			
5	115	谷上			
6	117	下村			
7	119	楠木			

・年に2回（6月・12月）通信及び情報伝達の共同訓練を実施する。

※ 実施日：6月15日、12月（地区防災訓練実施日とする）

・周波数は 433610MHz または 145620MHz を使用する。

災害情報の収集について

● 気象・災害情報

- テレビ、ラジオ
- 気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp/jma/>
- 国土交通省「川の防災情報」
<http://www.river.go.jp/>
- 愛媛県河川・砂防情報システム
<http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

● 避難情報

災害の深刻度により、大洲市から「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令や、避難所の開設情報が伝達される。

- テレビ、ラジオ、CATVの字幕放送
- 大洲市災害情報メール（事前登録が必要、下記参照）
- 緊急速報メール
- 大洲市公式ホームページ
- 防災行政無線放送
- コスモキャスト
- 広報車

※ 雨や風が強いときなどは、防災行政無線放送の音が聞こえにくい場合がある
ので、その場合はフリーダイヤルを利用のこと。

☎ 0120-00-8863 (24時間通話無料)

※ 大洲市災害情報メールの登録手順

1 空メールを送信して登録する場合

- ① ozubosai@yb74.asp.cuenote.jp へ空メールを送信する。
- ② 返信された仮登録メール記載のURLにアクセスする。
- ③ 登録フォームに氏名を入力し、「登録」ボタンをクリックする。
- ④ 確認画面が表示されるので、再び「登録」ボタンをクリックする。
- ⑤ 登録完了メールが届く。

2 インターネットから登録する場合

- ① <https://yb74.asp.cuenote.jp/mypage/regist/gRbTT3bggb3R3TT3>
- ② 登録フォームにメールアドレスと氏名を入力し、「登録」ボタンをクリックする。
- ③ 確認画面が表示されるので、再び「登録」ボタンをクリックする。
- ④ 登録したメールアドレスに返信された仮登録メール記載のURLにアクセスし、本登録を完了させる。
- ⑤ 登録完了メールが届く。



(携帯版) QRコード

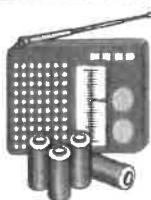
非常時持出品の準備&チェック

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

非常時持出品(例)

事前に準備出来ているか、チェック▢しましょう。

携帯ラジオ



- ラジオ
- 電池(多めに用意)

救急医療品



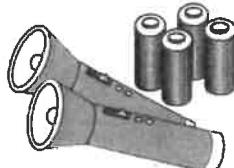
- 常備薬
- 紺創膏
- 傷薬
- 包帯
- 風邪薬
- 胃腸薬
- 鎮痛剤

貴重品



- 現金
- 預貯金通帳
- 印鑑
- 免許証
- 健康保険証
- 権利証書

懐中電灯



- 懐中電灯(出来れば一人にひとつ)
- 電池(多めに用意)

非常食品



- 火を通さないで食べられるもの、食器など
- カンパン
- 缶詰
- 非常用食品
- ミネラルウォーター
- 缶切り
- 梱抜き
- 紙皿
- 紙コップ
- 水筒

その他

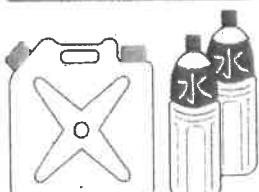


- 衣類(下着・上着など)
- タオル
- 生理用品
- 粉ミルク
- 離乳食
- 紙おむつ
- ウェットティッシュ
- カッパ
- ヘルメット
- ライター
- ラップフィルム
- 防災マップ(本書)
(止血や食器にかぶせて使う)

非常時用備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(最低3日)を生活できるようにチェック▢しましょう。

飲料水



- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター(1人1日3リットルを目安に)
- 贯水した防災タンクなど

非常食品



- お米
(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフルーツ・チョコレート・アメ
(菓子類など)

燃料



- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料

その他



- 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- 調理器具(なべ・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など

※ 大洲市市民防災読本(H31発行)より

警戒レベル

住民がとるべき行動

避難情報

情報発信場

警戒レベル 5
 被害レベル
すでに災害が発生している状況

**命を守るために
最善の行動をとる**

災害発生情報報

警戒レベル 4
 被害レベル

危険な全員 避難

**避難勧告、
避難指示(緊急)**

警戒レベル 3
 被害レベル

**危険な場所から
避難準備。**

高齢者等避難開始

**乳幼児
などと**

**障がい者
などと**

その支援者は避難、他の住民は準備

警戒レベル 2
 被害レベル

**避難に備え、ハザードマップなどにより、
自らの避難行動を確認**

洪水注意報、大雨注意報

**気象庁が
発表**

**防災気象情報などの最新情報に注意するなど、
災害への心構えを高める**

早期注意情報(差報級の可能性)

警戒レベル 1

豊茂地区自主防災組織の備品一覧

2020年10月末現在

区分	備品	数量	備品	数量
市から配備されたもの	二つ折り担架	1	合図灯	2
	保安帽	15	災害少人数用救急箱	1
	防水ライト	5	災害備蓄毛布	20
	強力ライト	2	移動釜戸	1
	簡易トイレ	6	簡易トイレ用テント	2
	トイレ処理セット	600		
県市町避難対策支援強化事業により配備されたもの	発電機	1	投光器	2
	簡易トイレ	3	備蓄倉庫	1
豊茂自主防災組織単独で整備したもの	携帯発電機	4	ガソリン携帯缶	1
	トランシーバー	4	拡声器	2
	交通誘導灯	5	お釜	1
	ガス炊飯器	1	かまど	1
	電気ポット	2	3WAY多機能ランタン	15
	LEDランタン	2	キヤップ	15
	魔法瓶ポット	1	消火器	1
	作業台・長椅子	7	懐中電灯	1
	デジタルカメラ	1	ヘルメット	30
	アルミワンタッチテント	6		
新型コロナウイルス感染予防対策として市から配備されたもの	手指消毒液500ml	2	マスク	200
	非接触型体温計	2	フェイスシールド	40
	ゴム手袋	200	避難用テント	20
	備蓄マット	20	簡易ベッド	20

※以上の備品保管については、備蓄倉庫と一部（携帯発電機ほか）消防倉庫で保管。

豊茂地区自主防災組織備蓄物資一覧

2020年10月末現在

品名	種類	単位	数量
乾燥米飯	アルファ米(わかめ、白米)	袋	75
備蓄用パン	備蓄パン	缶	74
カンパン	カンパン	缶	75
ビスケット	ビスケット	缶	89
保存水	2L	本	79
	500ml	本	273

※以上の備蓄物資保管については、豊茂公民館と一部（パック毛布）消防倉庫で保管。

本村地区 防災マップ

別紙 13

本村地区(107区)住民名簿			
番号	世帯主	世帯員数	65才以上
1		1	1
2		3	
3		5	
4		2	2
5		7	3
6		4	4
7		2	1
8		3	1
9		2	1
10		3	3
11		2	2
12		1	
13		3	2
14		2	
15		2	2
16		1	
17		3	1
合計			46 23

凡　例

市道	地すべり対策井戸
県道	災害時集合場所
谷川	集会所
生活道	過去地すべり発生場所
水道タンク	防災無線
防火タンク	(高) 65才以上
消火栓	①～⑪ 住民名簿通番

作成：豊茂地区自主防災組織 本村支部(107区)
平成30年9月

108区 防災マップ

世帯代表者	人数
●	3
●	2
●	1

- 一次避難集合場所 (庭)

一例

河川・水路
道路(市県道)
中道(細道)
土砂・泥流危険箇所
(小石) 落石注意箇所
消火栓・木・砂箱
一次避難集合場所

2017年 9月

土砂・木材避難場所

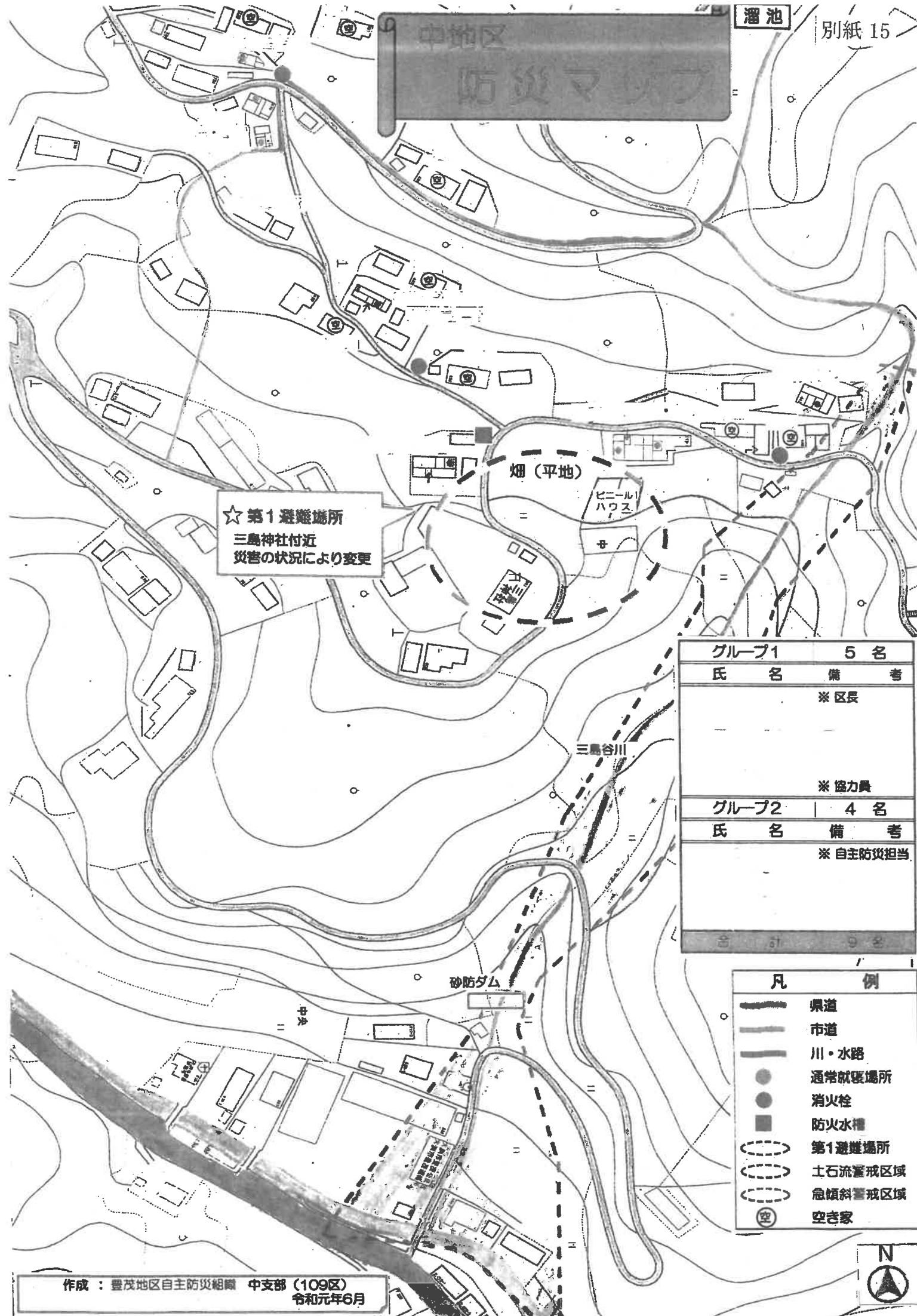
災害時避難場所

(日) 豊光小学校

2018.09.2

流木等に堆積
可能性有

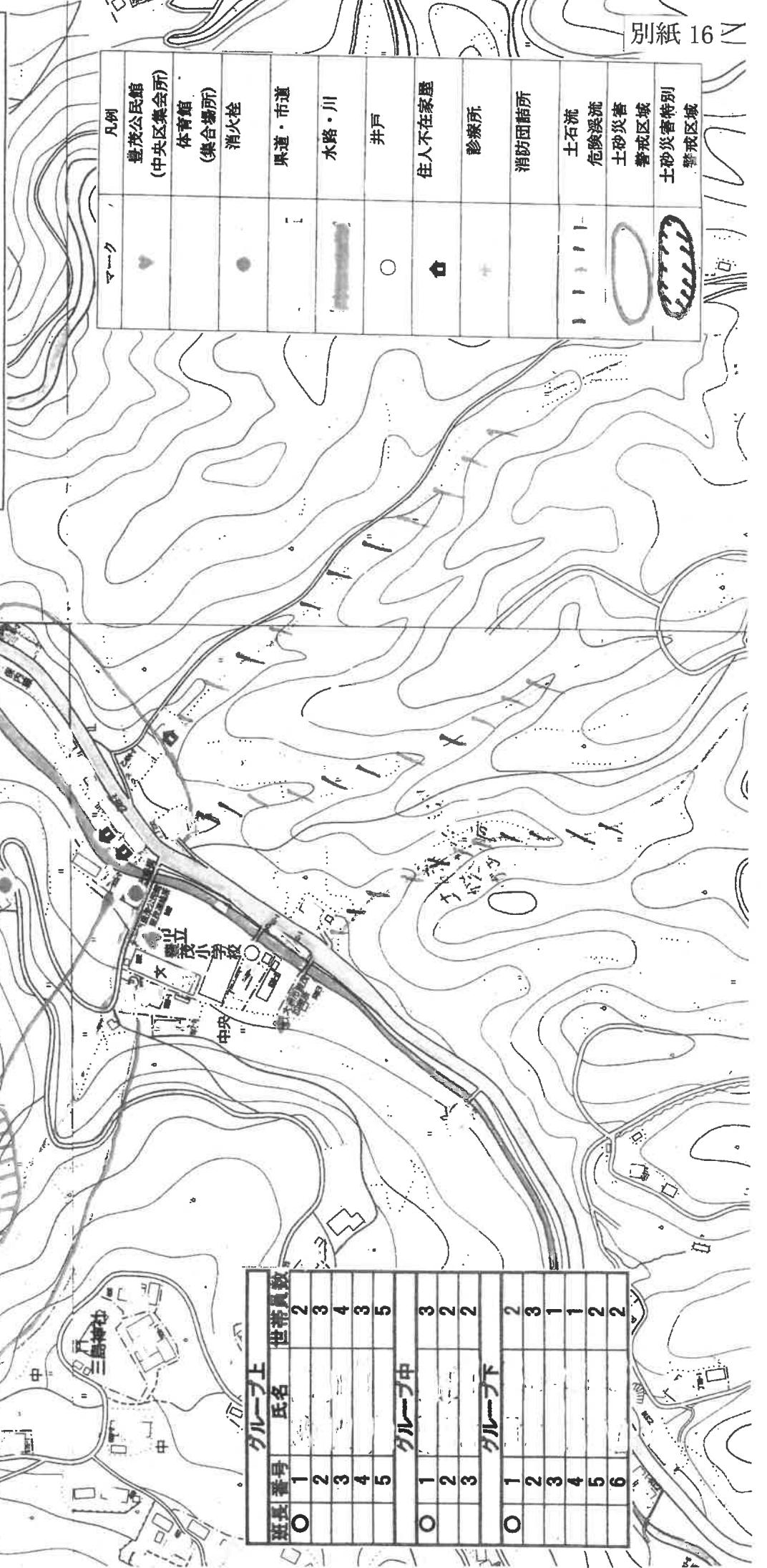




防災に対する意識、知識を高めて
災害から自分たちの命を守ろう!!

地震・大雨による土砂災害・火災・原発事故の時は…

- 1、早めの避難
- 2、隣近所への声かけ
- 3、独居老人・一人の移動が困難な人たちへの支援



下地区防災マップ

郷地区		氏名	世帯員数
		1	1
		2	2
		1	1
		2	2
		4	4
		2	2
合計 12 名			

* 代表者は区長・副区長とする。

上。

旗地区	氏名	世帯員数
		2
		2
		1
		3
		2
		1
		2
		2
合計 15 名		

* 代表者は区長・副区長とする。

凡例	
県道・市道	
川・水路	
避難場所	
消火栓	
危険斜地・地すべり危険箇所	
空家	

上地区 防災マップ

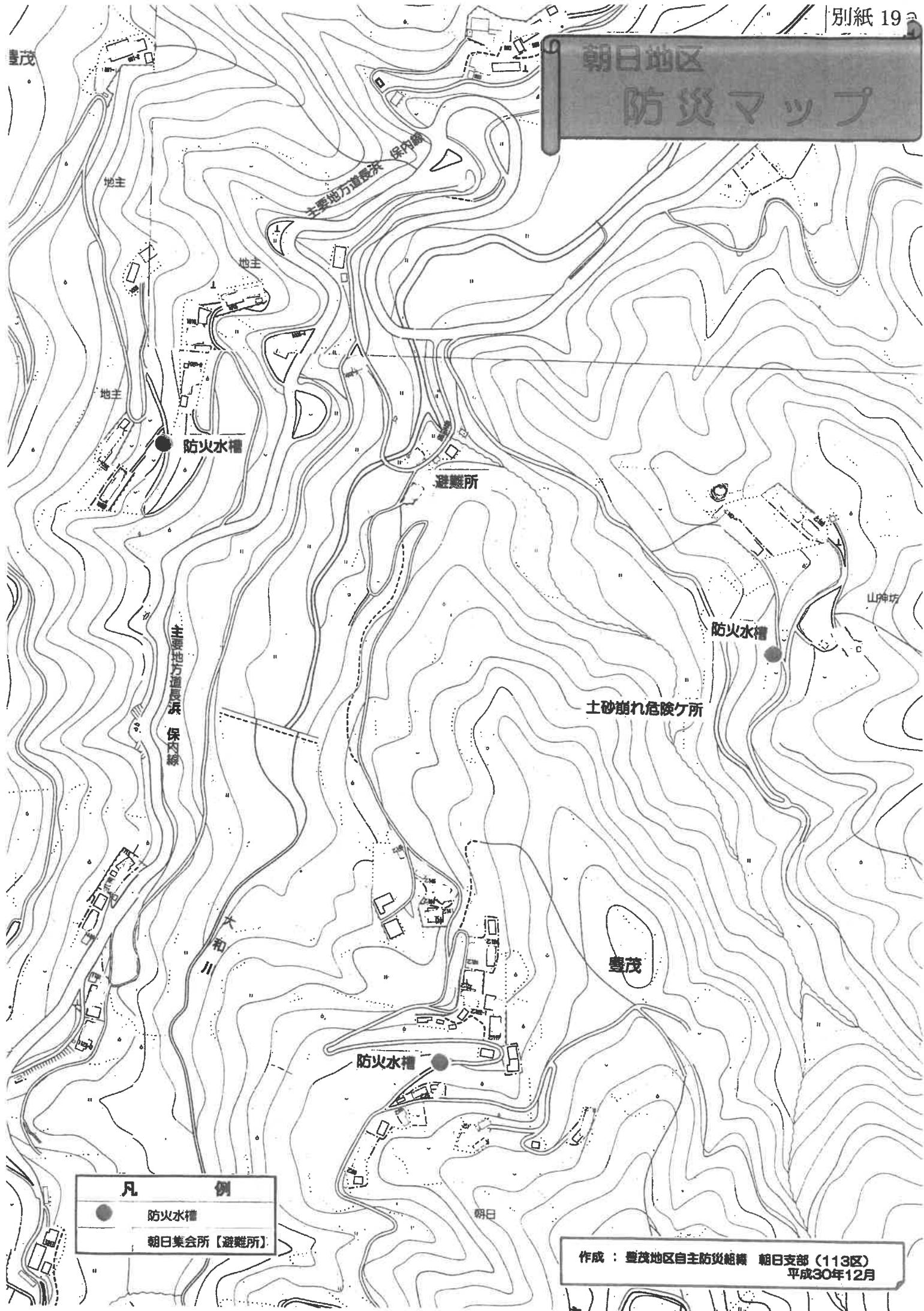
5

-

令和元年(2019)人口動態			
班別	世帯主	家族数(人)	65歳以上(人)
1班	111111111111	7 1 1 4 1 2 4 2 2 4 2 1	1 1 2 2 2 4 2 1 1 4 3 1
2班	111111111111	30	18
計			

朝日地区

防災マップ



凡 例

● 防火水槽

朝日集合所【避難所】

作成：豊茂地区自主防災組織 朝日支部（113区）
平成30年12月



奥地区

防災マップ

消火栓

防火水槽

消火栓

奥集会所

防火水槽

凡 例

消火栓

防火水槽

奥集会所

消火栓

大和川

大和川

奥地区(114区)住民名簿

班名	番号	代表	世帯主	世帯員数
社宅	1	○		3
	2			5
	3			5
	4			4
	5			3
小計				20
野中	1	○		6
	2			2
	3			1
	4			2
	5			4
小計				15
別府	1	○		4
	2			1
	3			3
	4			3
	小計			
板屋・ オウネ	1	○		3
	2			5
	3			4
	4			3
	5			1
	6			2
小計				18
合 計				64

災害発生時には、基本は自宅待機を行い、避難ができるようであれば、集会所または公民館に避難する。各班の代表者が安否を確認し区長に連絡をする。

不在

・ 本拠地は長浜

・ 未成年者

社宅班2名、野中班2名、板屋・オウネ班5名

谷上 地区 防災マップ

消火栓

防火水槽

C班 松井

7-11
7-12

消火栓

A班 松ヶ峰

B班 岩松

防火水槽

凡 例

- 市道
- 防火水槽
- 消火栓

防災マップ

桜地区(116区)住民名簿

番号	氏名	世帯員数	65歳以上
1		4	2
2		1	
3		2	1
4		2	
5		1	1
6		1	1
7		2	
合計		13	5

防災無線



河川



接



凡例

道路	
谷川	
防火水槽	
第一避難場所(集会所)	
△ 防災無線	
(○) 河川氾濫区域	
(高) 65歳以上	
①~⑦ 住民名簿通番	
(空) 空き家	

下村地区(117区)住民名簿

番号 世帯主 世帯員数

1		2
2		4
3		2
4		2
5		4
6		3
7		1
8		1
9		5
10		5
11		5
12		6
13		5
14		2
15		2
16		1
17		1
18		1
合計		48

下村地区
防災マップ主要地方道
保内線

久保田

豊茂

下村

松井川

下村

- 凡 例
- 県道
 - 市道
 - 川・水路
 - 消火栓
 - 防火水槽
 - 災害危険箇所
 - 下村集会所

夫上・刈屋地区 防災マップ

番号	世帯主	世帯員数	備考
1		2	
2		1	
3		2	
4		1	
5		2	
6		1	
7		1	
8		1	
合計		11	大和居住

土砂災害危険箇所

防火水槽

防火水槽

井戸

過去土砂災害箇所

土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所

防火水槽

防火水槽

防火水槽

井戸

井戸

井戸

井戸

井戸

井戸

防火水槽

過去土砂災害箇所

例

市道

川

井戸

防火水槽

居住家屋

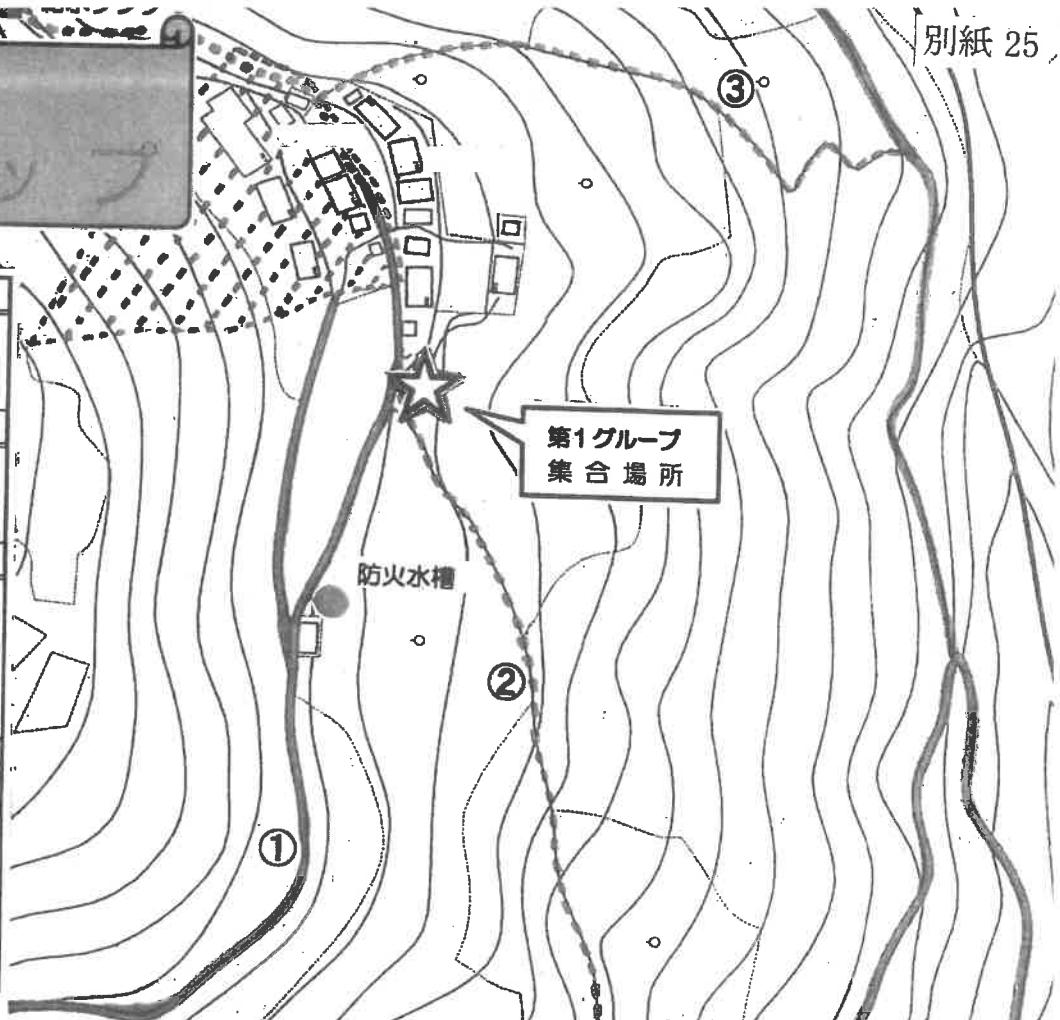
空き屋

土砂災害危険箇所

過去土砂災害箇所

明東地・楠木地区 防災マップ

第1グループ(3名)		
代表 *	*	
*		
第2グループ(3名)		
代表 *	*	
*		要支援者
第3グループ(5名)		
代表 *	*	
*		
総責任者 *	*	
合計 11名		
災害発生時には、グループ代表者が全員の安否確認をし、災害状況、避難経路等を調査し、総責任者及び各グループの代表者と連携のもと、安全に気を付け全体の集合場所まで避難する。 * 世帯主		



凡 例	
★	全体集合場所(曲り渕バス停)
●	第1・第2グループ集合場所
○	防火水槽
●	貯水タンク
■	給水タンク(地下水)
県道	
市道①②③	
川・水路	
赤道(通学道①②③)	
土砂災害警戒区域	

